

③60歳到達時の案内

- 中途脱退者が60歳に到達した際、掛金納付実績、受取予定年金額、裁定請求手続き等を案内。

納付状況及び受取年金額に関するご案内		納付状況
加入員番号	1300-00000005	加入月数 168ヶ月
加入員の氏名	年金 太郎	納付月数 168ヶ月
加入員の生年月日	昭和22年10月10日	未納月数 0ヶ月
これまでの納付状況、及び納付状況に基づいた受取予定年金額をご通知します。 年金を受け取られる年齢に到達された時点であらためて、年金請求手続きのご案内を送付いたします。		受取予定年金額（年額） 65歳から 240,000円
145-0066		
東京都港区六本木1-1-1		
		平成19年10月25日
年金 太郎 様		国民年金基金連合会

④年金裁定請求書の送付

- 中途脱退者が65歳に到達した際、裁定請求書を送付。

注)一部中途脱退者については、60歳到達時に送付。

- この他に随時、電話等の連絡を受けて、受給資格のある方に裁定請求書を送付。

国民年金基金年金裁定請求書(記入例)

届書コード		5101 新規		5111 再		平成19年4月1日提出	
① 加入員番号	② 氏名	③ 性別	④ 生年月日				
1300999999999	基金太郎	男	昭和51年10月10日				
⑤ 郵便番号	市区町村コード	⑥ 住所					
1600032		東京都港区六本木					
⑦ 連絡先電話番号							
03 5411 0211							
⑧ 年金の払渡を受ける支払機関	1 金融機関	⑨ 金融機関コード	店コード	預金種目	口座番号		
	六本木 麻布支店			1 普通	11111111		
2 通帳記号		通帳番号		⑩ 金融機関又は郵便局の証明			
				六本木銀行 麻布支店			
⑪ 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給していますか							
1 全部繰上げて受給中		2 一部繰上げて受給中		③ 受給していない			
⑫ 国民年金の老齢基礎年金が停止されていますか							
1 はい		② いいえ					
年金加入期間							
厚生年金 月		共済組合 月		特定警察職員等 月			
老齢基礎年金の受給権発生年月							
		平成		年 月			

この請求書に添える書類等)

- あなたの生年月日についての戸籍の抄本または市区町村の証明書を添付してください。
- 加入員証(添えることができないときはその理由書)を添付してください。
- 老齢基礎年金を繰上げ受給している方は、その年金証書(裁定通知書)の写しまたは支給額変更通知書の写しを添付してください。
- 共済年金に20歳以前より加入されていた方は年金加入期間確認通知書の写しも添付してください。

記入上の注意

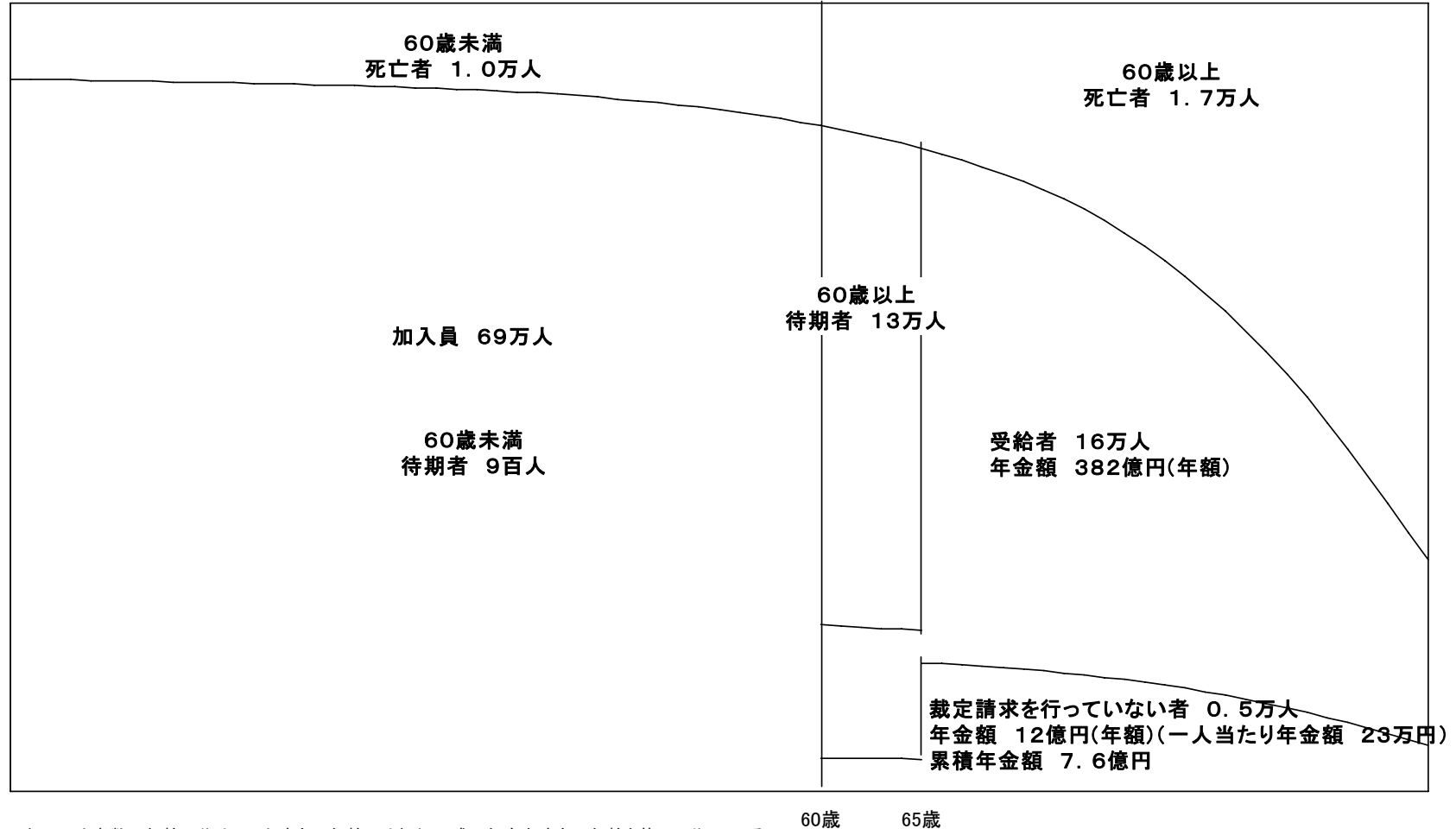
- ①~⑫欄を記入してください。網掛け欄は記入しないでください。
- ②欄の押印は請求者が自ら署名する場合には必要ありません。
- ⑨欄の金融機関の証明は必ず受けてください。

付 印

3 加入員等の状況

(1) 国民年金基金

国民年金基金の加入員等の状況 (人数(=件数)、平成19年3月末)



注1: 死亡者数の年齢区分は、死亡時点の年齢ではなく、平成18年度末時点の年齢を基に区分している。

注2: 「裁定請求を行っていない者」とは、平成18年度末時点で支給開始年齢に到達した者のうち平成19年3月までに裁定処理が済んでいなかった者を計上している。

注3: 年金額は、年度末時点で受給権が発生している者の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計したものであり、累積年金額は、受給権発生後の各月について支払われるべき年金月額のうち支払われていないものを合計した数値である。なお、平均すると未支給となっているのは約8月である。

裁定請求を行っていない方の状況

(平成18年度末に受給年齢に達している方)

①平成18年度末の状況

	人数	年金額(年額)	(一人当たり年金額)	累積年金額
未請求分	5,318	1,215 百万円	23 万円	763 百万円

年金額：年度末時点における各個人の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計した額

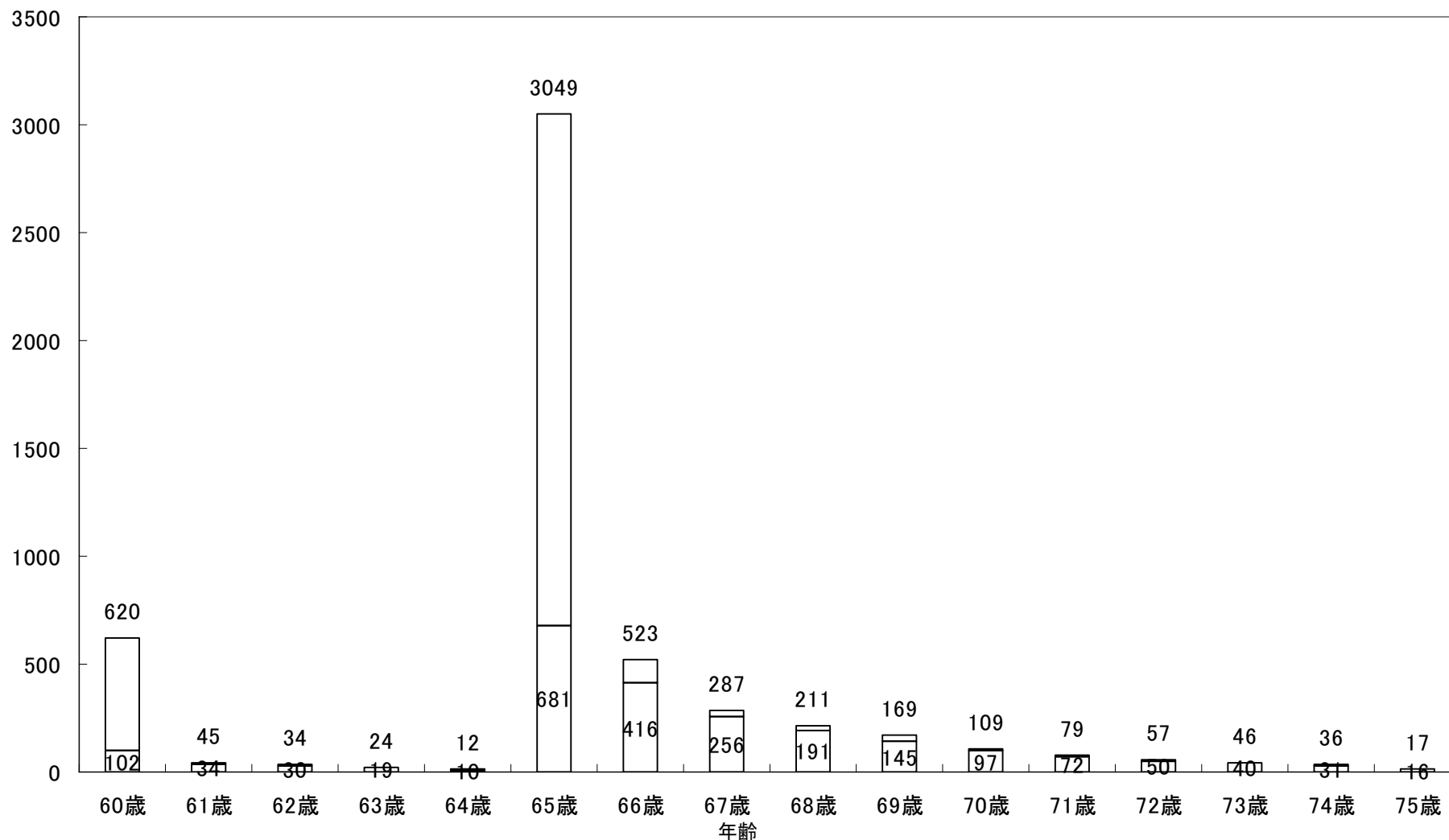
累積年金額：支給開始年齢到達後の各月について支払われるべき年金月額(=年金額/12)のうち支払われていないものを合計した額

②平成19年4月から9月末までの裁定状況

・①の人数には、受給年齢到達直後の方が多数含まれており、平成19年4月から9月末までの裁定状況は以下のとおり。

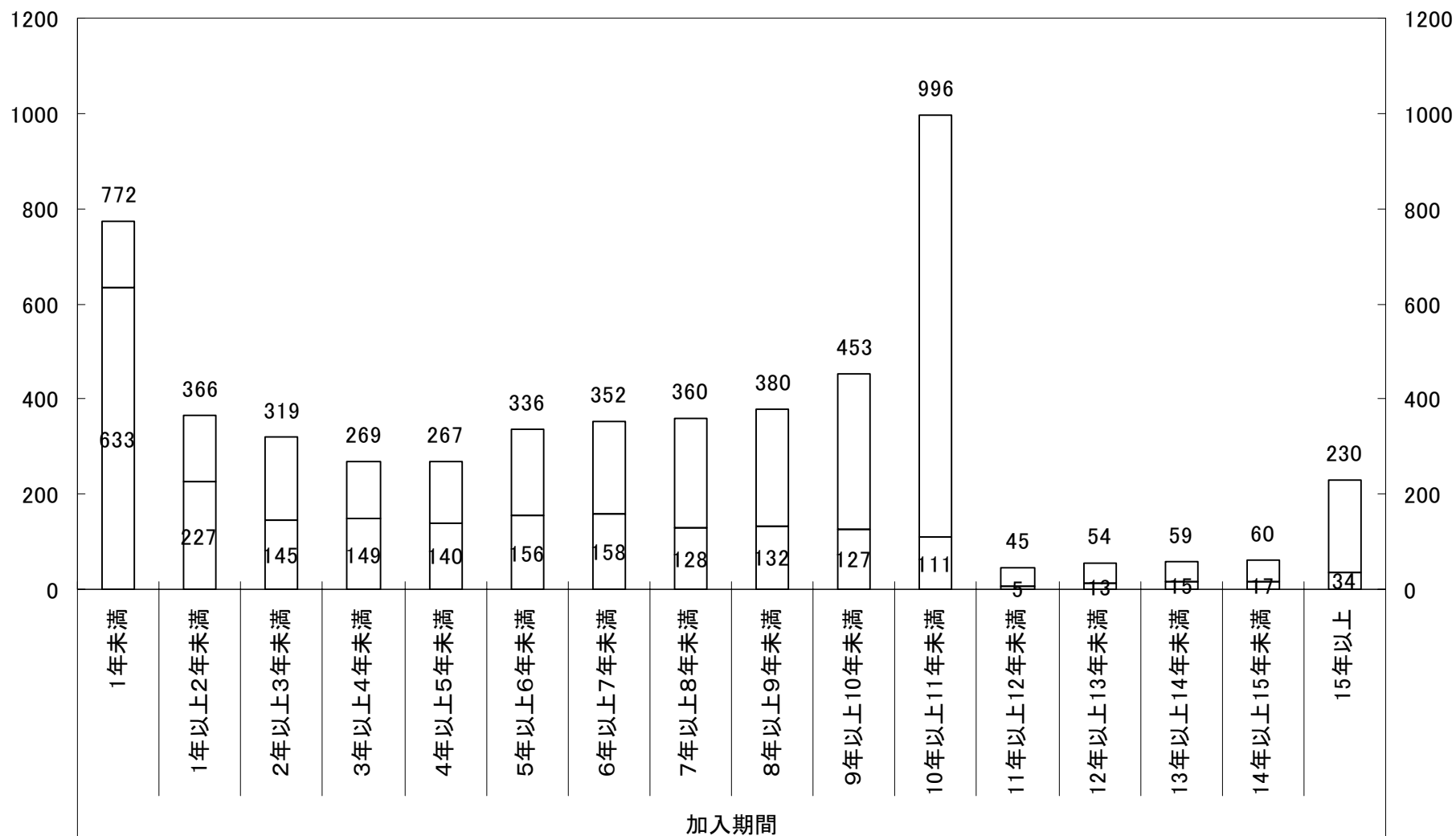
	人数	年金額(年額)	(一人当たり年金額)	累積年金額
4月以降の裁定分	3,128	898 百万円	29 万円	210 百万円
未請求分(平成19年9月末現在)	2,190	317 百万円	14 万円	553 百万円

国民年金基金における裁定請求を行っていない方：年齢別人数(=件数)



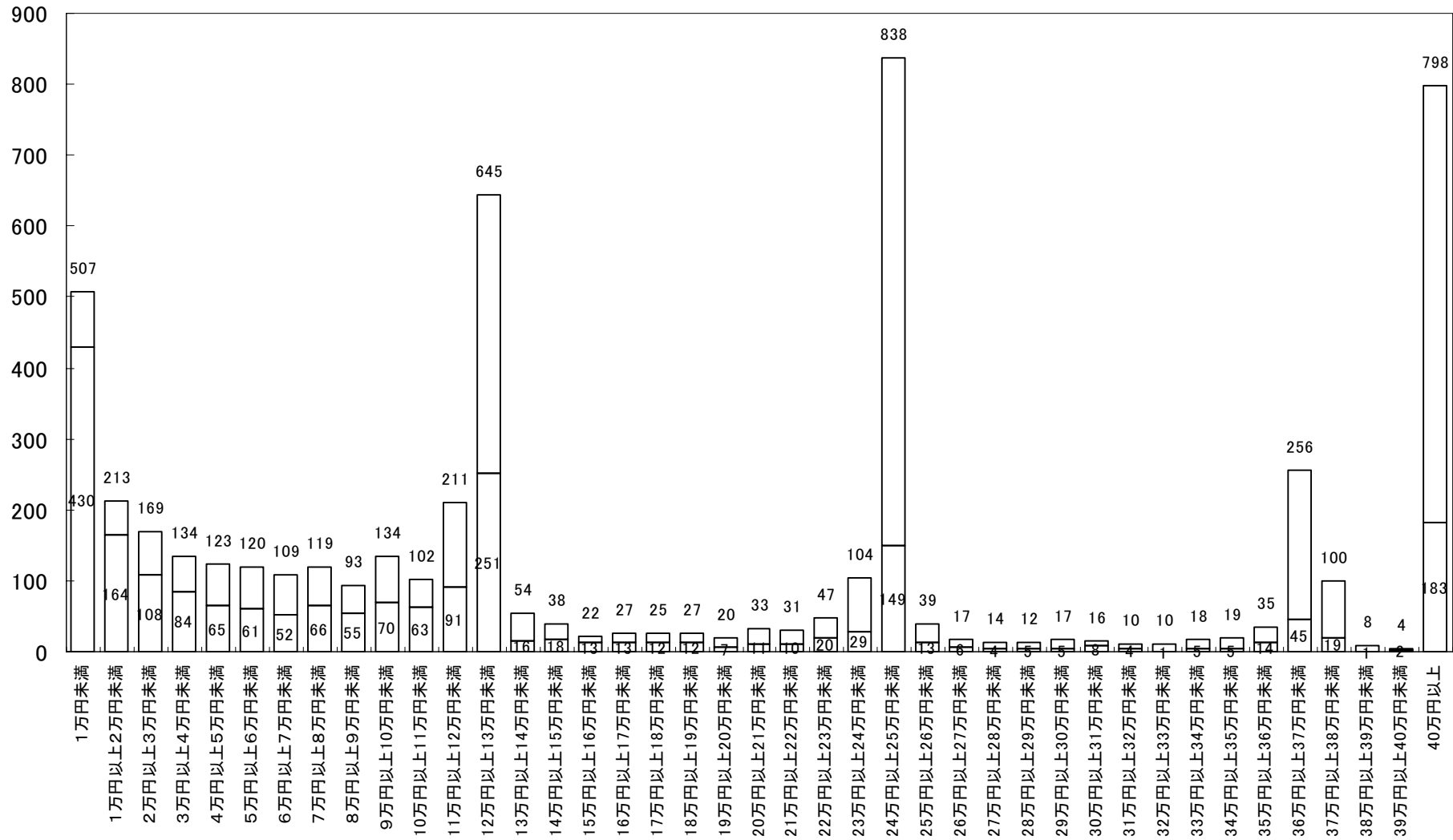
注：各年齢について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求者数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない者を、表している。

国民年金基金における裁定請求を行っていない方：加入期間別人数（＝件数）



注：各加入期間について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求者数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない者を、表している。
 なお、3月末時点で「10年以上11年未満」が多いのは、基金設立時（平成3年度）に加入した方が多く、これらの方が、60歳で資格喪失するまで約10年の加入員期間（平成3年～平成13年）を経て、平成18年度に65歳に到達したことによる。

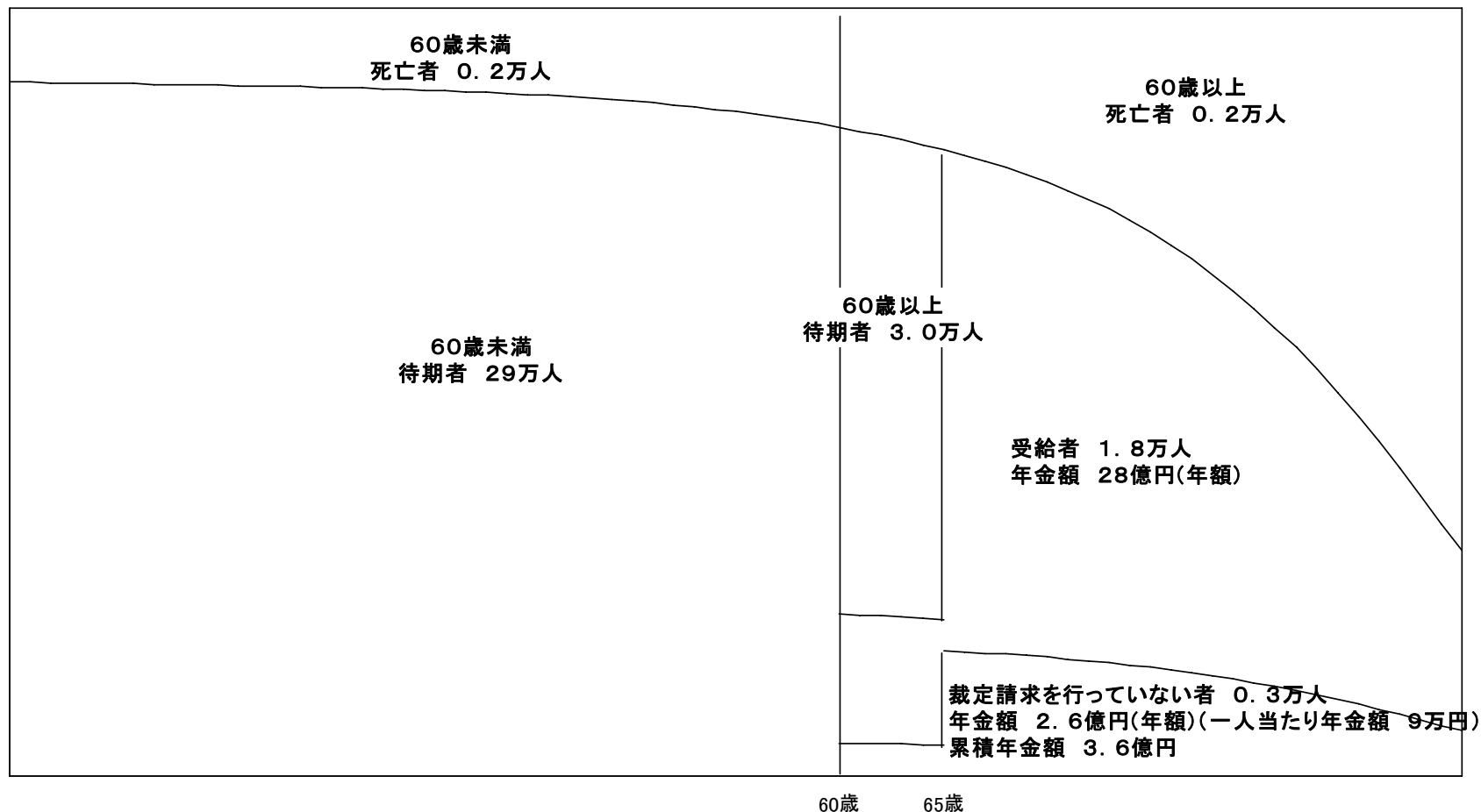
国民年金基金における裁定請求を行っていない方：年金額別人数(=件数)



注：各年金額について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求者数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない者を、表している。

(2) 国民年金基金連合会

国民年金基金連合会の中途脱退者の状況（人数、平成19年3月末）



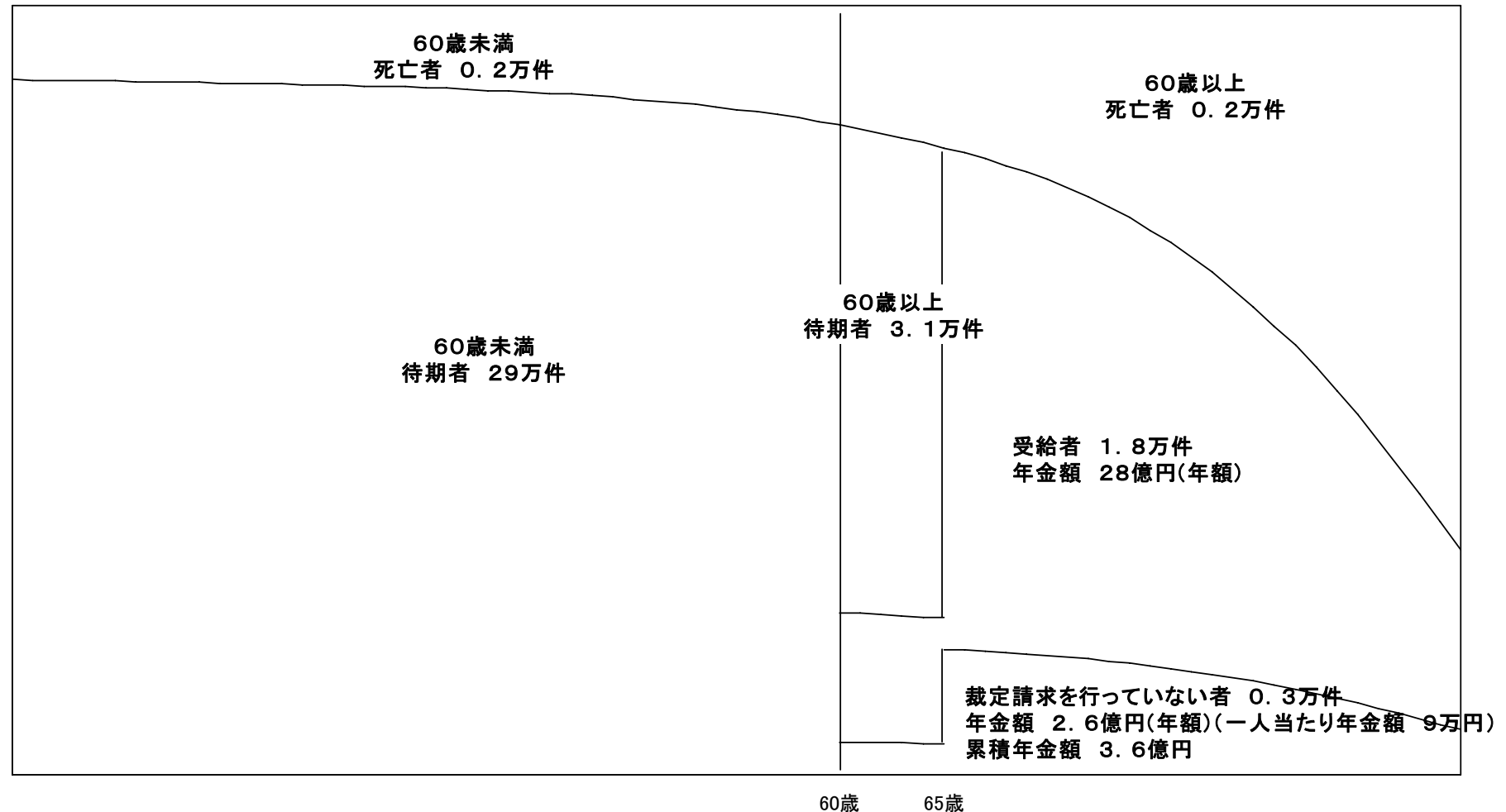
注1: 待期者や裁定請求を行っていない者等の人数は、該当する移換された件数を1.01(平成18年度末の受給者の一人当たり移換件数)で割ることによって算出した推計値である。

注2: 死亡者数の年齢区分は、死亡時点の年齢ではなく、平成18年度末時点の年齢を基に区分している。

注3: 「裁定請求を行っていない者」とは、平成18年度末時点で支給開始年齢に到達した者のうち平成19年3月までに裁定処理が済んでいなかった者を計上している。

注4: 年金額は、年度末時点で受給権が発生している者の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計したものであり、累積年金額は、受給権発生後の各月について支払われるべき年金月額のうち支払われていないものを合計した数値である。なお、平均すると未支給となっているのは約16月である。

国民年金基金連合会の中途脱退者の状況（件数、平成19年3月末）



注1: 死亡者件数の年齢区分は、死亡時点の年齢ではなく、平成18年度末時点の年齢を基に区分している。

注2: 「裁定請求を行っていない者」とは、平成18年度末時点で支給開始年齢に到達した者のうち平成19年3月までに裁定処理が済んでいなかった者を計上している。

注3: 年金額は、年度末時点で受給権が発生している者の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計したものであり、累積年金額は、受給権発生後の各月について支払われるべき年金月額のうち支払われていないものを合計した数値である。なお、平均すると未支給となっているのは約16月である。

裁定請求を行っていない方の状況

(平成18年度末に受給年齢に達している方)

①平成18年度末の状況

	件数	年金額(年額)	(一件当たり年金額)	累積年金額
未請求分	2,822	263 百万円	9 万円	360 百万円

年金額：年度末時点における各個人の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計した額

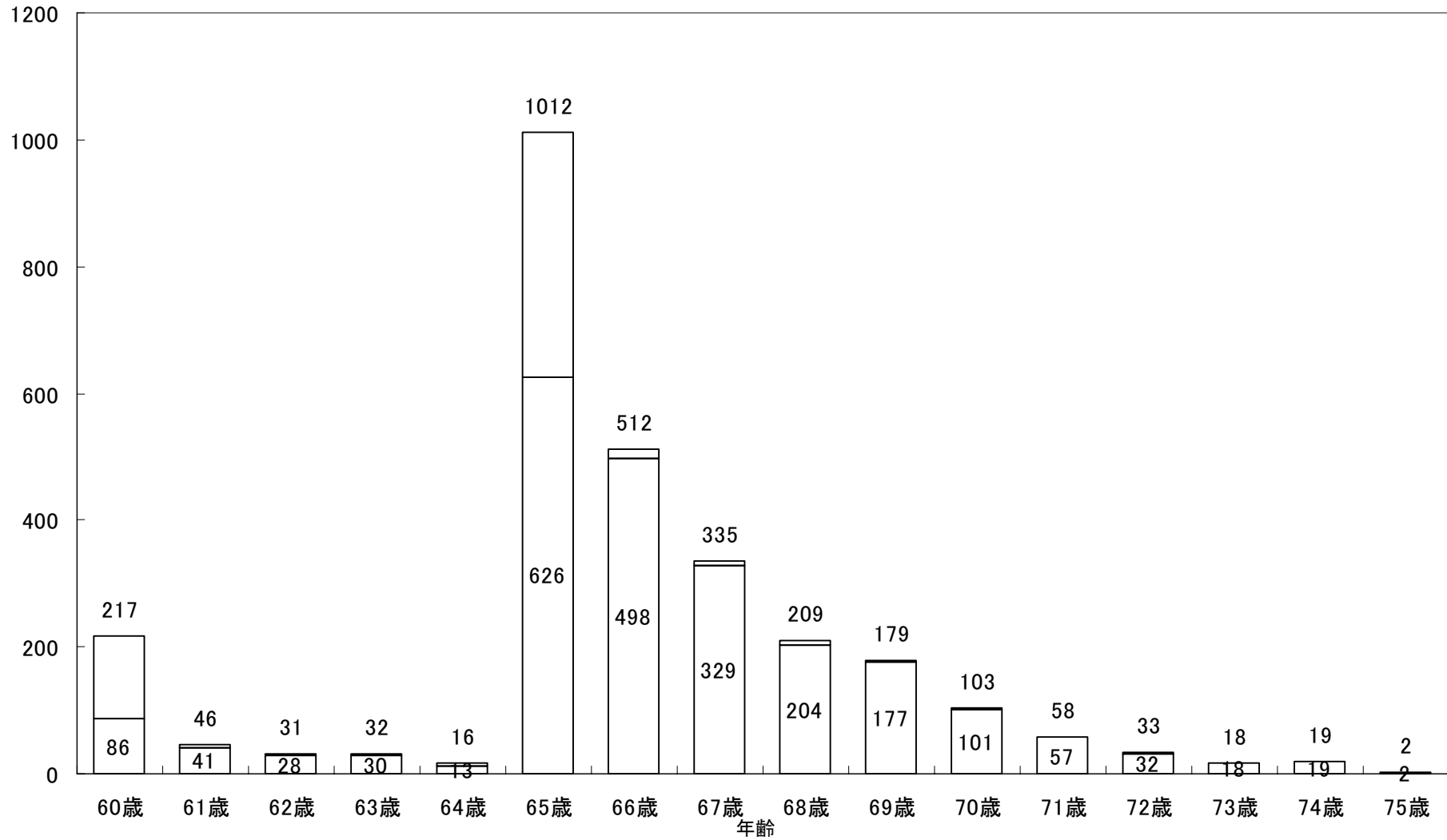
累積年金額：支給開始年齢到達後の各月について支払われるべき年金月額(=年金額/12)のうち支払われていないものを合計した額

②平成19年4月から9月末までの裁定状況

・①の件数には、受給年齢到達直後の方が多数含まれており、平成19年4月から9月末までの裁定状況は以下のとおり。

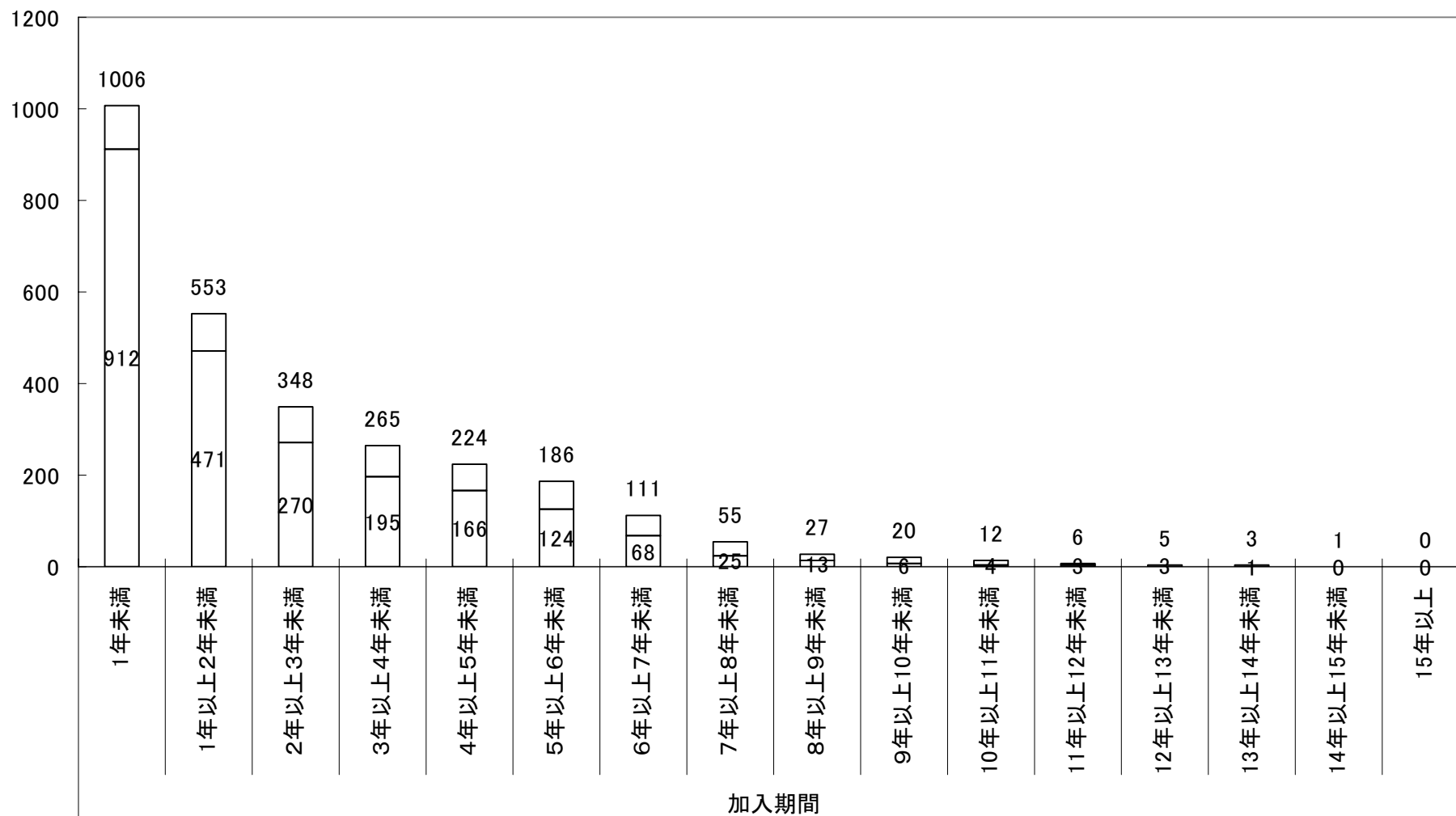
	件数	年金額(年額)	(一件当たり年金額)	累積年金額
4月以降の裁定分	561	88 百万円	16 万円	27 百万円
未請求分(平成19年9月末現在)	2,261	175 百万円	8 万円	333 百万円

国民年金基金連合会における裁定請求を行っていない方：年齢別件数



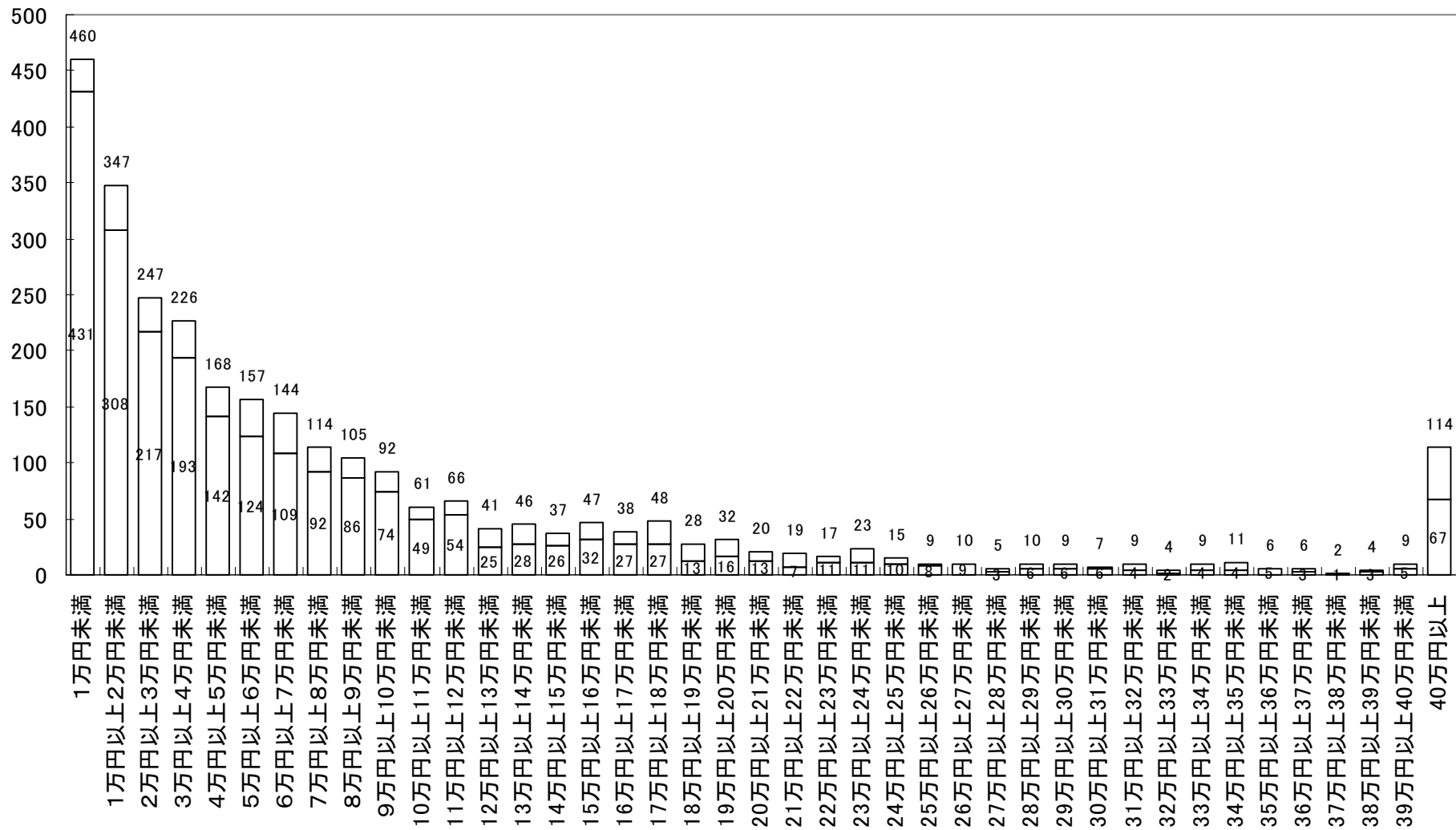
注：各年齢について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求件数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない件数を、表している。

国民年金基金連合会における裁定請求を行っていない方：加入期間別件数



注：各加入期間について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求件数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない件数を、表している。

国民年金基金連合会における裁定請求を行っていない方：年金額別件数



注：各年金額について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求件数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない件数を、表している。

4 裁定請求が行われていない理由

※ 国民年金基金は、一人一人が自らの選択により加入し、掛金を納付する仕組みであることから、裁定請求が行われないケースは多くないが、例えば次の理由が考えられる。

○ 年金受給年齢に達してからの期間が短く、裁定請求の準備を行っている段階にある。

* 平成19年3月末時点で裁定請求が行われていなかった方のうち、以下は同年9月末までに裁定済み。

...基金3千件(58.8%) 連合会6百件(19.9%)

○ 国民年金基金の加入期間が短く、年金受給資格を有することについて認識が薄い。

○ 住所変更の連絡が行われておらず、裁定請求案内を送付しても届かない。

* 全ての加入者、中脱者等について、住所記録を保有。

* ただし、正確な住所でない記録もあり、平成18年度に連合会から送付した裁定請求案内53百件のうち、返戻され、かつ、平成19年8月までに裁定請求が行われていないものは、3百件(5.5%)。

5 裁定請求の勧奨

(1) 国民年金基金の取組

以下について、基金と連合会において調整のうえ実施。

① 現加入者への定期的お知らせの拡大 [平成20年度中に実施]

- 現行の掛金納付結果通知書(年1回)に、以下を追加して記載する。
 - －加入後の納付実績
 - －受取予定年金額
 - －住所変更があった場合の連絡依頼

② 待期者への定期的なお知らせ [平成20年度中に実施]

- 基金の加入資格を喪失した方に対し、以下を3年ごとにお知らせする。
 - －加入期間中の納付実績
 - －受取予定年金額
 - －住所変更があった場合の連絡依頼 等

③ 裁定請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内

- 初回案内後、6か月、1年及び5年経過した時点で再案内。(計3回)
[平成20年度中に実施]

- 現に請求が遅れている全ての方について、文書、電話、現地訪問等により個別に案内を行う。[順次実施中]

④ 変更後の住所の把握 [平成19年度中に実施]

- 転居等による変更後の住所が不明となっている方について、市区町村への確認により転居先住所を把握する。

(2) 国民年金基金連合会の取組

① 中途脱退者への定期的なお知らせ [平成20年度中に実施]

- 基金の加入資格を喪失した方に対し、以下を3年ごとにお知らせする。
 - － 加入期間中の納付実績
 - － 受取予定年金額
 - － 住所変更があった場合の連絡依頼 等

② 裁定請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内

- 初回案内後、6か月、1年及び5年経過した時点で再案内。(計3回)
[平成20年度中に実施]

- 現に請求が遅れている全ての方について、文書により個別に案内を行うとともに、必要に応じ、電話や現地訪問等により個々に対応。[順次実施中]

③ 変更後の住所の把握 [平成19年度中に実施]

- ・ 転居等による変更後の住所が不明となっている方について、市区町村への確認により転居先住所を把握する。

④ 連合会ホームページにおける案内 [実施済み]

- ・ 連合会ホームページにおいて、住所変更手続きや裁定請求を呼びかけるとともに、必要な書類をダウンロードできるようにする。

⑤ 国への働きかけ

- ・ 以下について、引き続き国への働きかけを行う。
 - ア 中途脱退者等に係る住所変更届出の制度化
 - イ 市区町村への住所確認の円滑な実施に係る環境づくり
 - ウ 社会保険庁からの住所情報の提供

お問合せ

○国民年金基金連合会

(本資料のお問合せ、連合会から「年金支給義務承継通知書」が届いている方のお問合せ、その他)

フリーダイヤル 0120-419-260 (平日:9時~18時)
〒106-0032 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル5F

○国民年金基金

(各基金に加入中の方、各基金から年金を受けられている方などのお問合せ)

地域型国民年金基金

北海道国民年金基金	011-232-6771	石川県国民年金基金	076-224-5551	岡山県国民年金基金	086-225-7122
青森県国民年金基金	017-777-1700	福井県国民年金基金	0776-33-1660	広島県国民年金基金	082-264-3452
岩手県国民年金基金	019-652-4814	山梨県国民年金基金	055-235-1083	山口県国民年金基金	083-924-7100
宮城県国民年金基金	022-215-3431	長野県国民年金基金	026-232-6591	徳島県国民年金基金	088-624-1775
秋田県国民年金基金	018-837-3611	岐阜県国民年金基金	058-272-5855	香川県国民年金基金	087-837-8885
山形県国民年金基金	023-625-3870	静岡県国民年金基金	054-287-5557	愛媛県国民年金基金	089-921-2182
福島県国民年金基金	024-523-3387	愛知県国民年金基金	052-232-6247	高知県国民年金基金	088-885-2525
茨城県国民年金基金	029-225-4797	三重県国民年金基金	059-229-1284	福岡県国民年金基金	092-413-8713
栃木県国民年金基金	028-638-9316	滋賀県国民年金基金	077-525-9821	佐賀県国民年金基金	0952-29-9955
群馬県国民年金基金	027-223-6776	京都府国民年金基金	075-212-8415	長崎県国民年金基金	095-828-3324
埼玉県国民年金基金	048-838-7575	大阪府国民年金基金	06-6775-5775	熊本県国民年金基金	096-387-2220
千葉県国民年金基金	043-221-6370	兵庫県国民年金基金	078-271-2535	大分県国民年金基金	097-533-8281
東京都国民年金基金	03-5285-8800	奈良県国民年金基金	0742-36-5761	宮崎県国民年金基金	0985-25-0090
神奈川県国民年金基金	045-242-1907	和歌山県国民年金基金	073-433-6100	鹿児島県国民年金基金	099-222-6243
新潟県国民年金基金	025-245-9345	鳥取県国民年金基金	0857-29-8988	沖縄県国民年金基金	098-833-6610
富山県国民年金基金	076-422-7558	島根県国民年金基金	0852-24-1611		

職能型国民年金基金

歯科医師国民年金基金	03-3262-9294	司法書士国民年金基金	03-3341-2561	歯科技工士国民年金基金	03-5225-6050
全国農業みどり国民年金基金	03-3221-8131	全国建設技能者国民年金基金	03-3200-6259	自動車整備国民年金基金	03-5572-6620
貨物軽自動車運送業国民年金基金	03-3865-9799	日本弁護士国民年金基金	03-3581-3739	日本建築業国民年金基金	03-3504-1710
全国社会保険労務士国民年金基金	03-6225-4878	全日本電気工業国民年金基金	03-5232-5730	全国損害保険代理業国民年金基金	03-5689-0141
日本医師・従業員国民年金基金	03-5976-2121	日本柔道整復師国民年金基金	03-3253-0701	全国クリーニング業国民年金基金	03-3351-2181
漁業者国民年金基金	03-3294-9869	全国個人タクシー国民年金基金	03-3986-9711	日本麺類飲食業国民年金基金	03-3262-3484
日本薬剤師国民年金基金	03-3352-7558	全国左官業国民年金基金	03-5228-3081	鍼灸マッサージ師等国民年金基金	03-5979-1700
日本税理士国民年金基金	03-5435-0821	公認会計士国民年金基金	03-3515-1170		
土地家屋調査士国民年金基金	03-3943-9691	全国板金業国民年金基金	03-5443-2581		